

## ○藤沢市文化財保護条例施行規則

令和8年3月1日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市文化財保護条例(昭和35年藤沢市条例第9号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条第2項の規定により指定重要文化財等の指定の申請をしようとする者は、指定重要文化財等指定申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定書の交付等)

第3条 条例第3条第3項の規定により、指定重要文化財等の指定をした場合に交付する指定書は、指定重要文化財等指定書(第2号様式)とする。

2 文化財の所有者、占有者又は保存に当たっている者(以下「所有者等」という。)は、指定書を亡失し、盗み取られ、滅失し、又は毀損したときは、指定重要文化財等指定再交付申請書(第3号様式)により、市長に指定書の再交付を申請するものとする。

3 亡失し、又は盗み取られたことにより指定書の再交付を受けた所有者等は、当該亡失し、又は盗み取られた指定書を発見し、又は回復したときは、速やかに、当該指定書を市長に返付しなければならない。

(所有者等の変更の届出)

第4条 条例第5条の規定により指定重要文化財等の所有者等を変更した場合の届出は、指定重要文化財等所有者等変更届(第4号様式)による。

(現状変更等の承認申請)

第5条 条例第6条の規定により指定重要文化財等の現状の変更等について承認を受けようとする者は、着手しようとする日の20日前までに指定重要文化財等現状変更等承認申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請につき、管理上支障がないと認めるときは、指定重要文化財等現状変更等承認通知書(第6号様式)により申請者に承認の通知をするものとする。

(滅失等の届出)

第6条 条例第7条の規定による指定重要文化財の滅失等の届出は、指定重要文化財等滅失等届(第7号様式)による。

(立入調査員証)

第7条 条例第9条第3項の規定による証票は、指定重要文化財等立入調査員証(第8号様式)とする。

(指定解除の通知)

第8条 条例第10条第2項の規定による指定解除の通知は、指定重要文化財等指定解除通知書(第9号様式)による。

(台帳)

第9条 条例第3条第1項の規定により重要文化財等の指定をした場合には、指定重要文化財等指定台帳(第10号様式)に必要事項を記載しておくものとする。

(委員長等)

第10条 条例第11条の規定による藤沢市文化財保護委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、市長の要請に基づいて、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(結果報告)

第12条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに審議結果を教育委員会に報告しなければならない。

付 則

この規則は、令和7年年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(略)

第2号様式(第3条関係)

(略)

第3号様式(第3条関係)

(略)

第4号様式(第4条関係)

(略)

第45号様式(第5条関係)

(略)

第56号様式(第5条関係)

(略)

第67号様式(第6条関係)

(略)

第78号様式(第7条関係)

(略)

第89号様式(第8条関係)

(略)

第910号様式(第9条関係)

(略)